

群馬県における依存症の県連携拠点機能を担う医療機関 申請要領

1 趣旨

群馬県における多様な精神疾患等ごとの医療連携体制構築に係る実施要綱(以下、「要綱」という。)第4条第3項に定める依存症の県連携拠点機能を担う医療機関の申請に必要な事項は、次のとおりとする。

2 対象医療機関

要綱第3条に定める機能を満たし(予定を含む)、県内に所在地を有する医療機関とする。

3 提出書類

- ・要綱第4条第1項に定める様式1
- ・添付書類

4 受付期間

令和2年12月1日(火)まで(必着)

5 申請方法

正本1部を次の送付先まで郵送または持参

【送付先】

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1 県庁障害政策課精神保健室

6 申請に当たっての留意事項

- ・「アルコール健康障害」「薬物依存症」「ギャンブル等依存症」を対象とするが、全ての依存症で申請する必要はなく、どれかひとつを対象として申請することも可能とする。
- ・依存症に関する県連携拠点機能を担う医療機関は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を兼ねることができる。

7 審査・公表

- ・申請後は、群馬県精神保健福祉審議会医療連携体制構築推進部会により審査を行い、知事が県連携拠点機能を担うことができると認めた場合は、県連携拠点機能を担う医療機関となる。
- ・知事は、医療機関の名称を群馬県保健医療計画に掲載することにより公表する。